## ◎指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

## 旧 対 照 条 文

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	現
第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人	第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の
   員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一	人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七
   号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)の規	十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。
定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定	)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働
めるもの及び同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において	大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項(同令第四十八条第
準用する場合を含む。) の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に	項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介
当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに	護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各
掲げる者とする。	号のいずれかに掲げる者とする。

<u>·</u> (略)

調

一·二 (略)

重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者であって常時

三 時介護を要する障害者等に対する入浴、 う。以下同じ。 修であって、 護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研 ら当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介 重度訪問介護従業者養成研修 別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをい )の課程を修了し、 (重度の肢体不自由者であって常 当該研修の事業を行った者か 排せつ及び食事等の介護

第二条 四~十八 (略) 略

第二条

(略)

略

修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研

別表第一から別表第三までに定める内容以上のものをいう。以

する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であっ 理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関 介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、

別表第一・第二(略)

別表第一
• 第二
(略)

																		모네
																講義	区分	別表第三
る講義・緊急時の対応及び障害者の障害と支援に関す	び危険防止に関する講義①する講義・緊急時の対応及	度障害者の障害と支援に関略 痰吸引を必要とする重	に関する講義コミュニケーションの技術	講義 基礎的な介護技術に関する											生活等に関する講義	重度の肢体不自由者の地域	科目	二(第三号関係)
三		三															時間数	
する研修課程	1	する研修課程基本研修に相当			課程	イロコ	多 という。) (以下「基本研	定める基本研修	表第三第一号に	十三条に係る別	則第四条及び第	第四十九号)附	十二年厚生省令	行規則(昭和六	介護福祉士法施	社会福祉士及び	備考	

別表第五 別表第四 別表第六 演習 実習 別表第三第一号に定める内容を含むものとする。 福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る 注 この表に定める研修の課程は、 喀 痰吸引等に関する演習危険防止に関する講義② 実習 サービス提供現場での実習 外出時の介護技術に関する 基礎的な介護と重度の肢体 重度の肢体不自由者の介護 ションの技術に関する実習 不自由者とのコミュニケー (第五号関係) (第四号関係) (第四号関係) 痰吸引等に関する演習 合 計 (略) (略) (略) 別表第一、別表第二並びに社会  $\overline{\bigcirc}$ 三五 五.  $\stackrel{-}{-}$ 三 基本研修に相当 する研修課程

別表第五(第五号関係)別表第四(第四号関係)